

2026年1月26日 相続事業承継研究会 結果報告

■ 内 容 国外財産や非居住者がいるときの
国際相続の相続税・国外転出時課税・所得税

■ 講 師 税理士法人ゆいアドバイザーズ 税理士 中山 史子氏

国際相続においては、日本と外国の相続制度や税制の違いにより、手続きが煩雑になりやすいのが特徴です。今回の研究会では、「国際相続に係る税務の論点を把握し、税務の交通整理ができるようになる。」ことを目的に、全体像から実務対応までを体系的に解説いただきました。

講演では、国際私法による準拠法の考え方や、日本と海外にまたがる相続手続きの流れを整理したうえで、相続人・被相続人の住所や国籍の違いによって相続税の課税範囲がどのように変わらるのかを、ケース別に分かりやすく説明いただきました。

特に、一つの相続でも相続人ごとに課税範囲が異なる点は、国際相続特有の重要なポイントとして強調されました。また、アメリカ相続税の概要、国外財産の評価方法、外国税額控除や小規模宅地等の特例の適用可否など、実務上判断に迷いややすい論点についても具体例を交えて解説いただき、業務に直結する内容となりました。

あわせて、国際相続では税理士単独で完結させるのではなく、司法書士や海外の専門家との連携が不可欠であることも改めて共有されました。

国際相続は今後ますます増加が見込まれる分野です。本講演は、国際相続の基礎的な全体像を押さえ、適切な対応や専門家連携につなげるための有意義な機会となりました。

本講演は、オンデマンド (<https://bac.gr.jp/channel/>) で受講いただけます。

なお、税理士法人ゆいアドバイザーズの国際相続支援について、以下 URL でご案内いたします。ご関心がある方は、BACまでご一報いただければ、お繋ぎいたします。

◆税理士法人ゆいアドバイザーズのご提供サービス

<https://www.yui-advisors.com/service/>

◆お問合せ先 ビジネス会計人クラブ東京事務局

TEL : 03-6206-6640 E-mail : bac-tokyo@bac.gr.jp

<目次>

[第1部] 国際相続の概要

はじめに 日本をとりまく国際相続の状況

- (1) 日本に所在する財産の相続手続き
- (2) 外国に所在する財産の相続手続き
- (3) アメリカの相続税

[第2部] ケース別の国際相続・贈与

(1) 課税範囲

- ①相続人が外国に居住するケース
- ②被相続人が外国に居住するケース
- ③日本に居住する外国人の相続のケース
- ④外国に居住する外国人の相続のケース

(2) 住所、納税管理人、財産評価、小規模宅地等の特例、外国税額控除

[第3部]

(1) 非居住者の所得税

(2) 国外転出時課税

<講演時>



<懇親会>

